令和６年度定期監査（学校監査）の結果に関する措置等について

（令和７年６月２５日現在）

１　監査の期間　　令和７年１月１０日から同年３月２４日まで

２　監査対象年度　　令和６年度事務（令和６年１１月３０日現在）

３　指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容	措置分類
(1) 鹿児島市立学校施設照明設備使用料条例第３条第２項によると、使用料は現金で前納しなければならないとなっているが、学校体育施設の開放に伴う使用料で前納されていないものがあった。（清水小８件、原良小２件、西田小１件、清水中３件、甲東中２件、明和中１件、甲南中４件、桜丘中２件）	観光交流局 スポーツ課	例年３月に実施している事務処理に係る説明会や、４月の校長研修会において、改善に向けた指導を行った。 今後、各学校に設置している学校施設開放運営協議会宛てに、使用料の前納の徹底が図られるよう、改めて通知を発出するとともに、担当者に対する直接指導を実施するなどの対策を講じていくこととした。 (通知受理日：令和７年６月２日)	措置済
(2) 学校体育施設開放(キーボックス運用) において、利用団体は、利用日前までに、運営協議会に対し、照明設備使用料の「納入済通知書学校控」を提出することとなっているが、提出をさせていないものがあった。(吉野小多数)	観光交流局 スポーツ課	照明設備使用料の前納の徹底がなされていなかった事例も含め、今後、各学校に設置している学校施設開放運営協議会宛てに、改めて通知を発出するとともに、担当者に対する直接指導を実施するなどの対策を講じていくこととした。 (通知受理日：令和７年６月２日)	措置済
(3) 薬品等使用簿に記載された残量と薬品の現有量が、一致しない。(清水中、甲南中)	教育委員会 教育部 学校教育課	授業での使用時に記載を失念していたことが原因であり、指摘後、原因となる記載漏れを特定し、使用簿を修正した。 また、再発防止について文書により全学校に通知するとともに、校長研修会・教頭研修会で指導したほか、本年６月に予定している理科実験等に関する研修会において全校に改めて周知を行う。 (通知受理日:令和７年５月 30 日)	措置済
(4) 毒物及び劇物取締法第１２条第３項によると、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならないとされているが、「医薬用外劇物」の表示がされていない。(桜丘西小、明和中)	教育委員会 教育部 学校教育課	表示が剥がれていたことや、表示を棚の内部に行っていたことが原因であり、指摘後、医薬用外劇物の表示を行った。 また、再発防止について文書により全学校に通知するとともに、校長研修会・教頭研修会で指導したほか、本年６月に予定している理科実験等に関する研修会において全校に改めて周知を行う。 (通知受理日:令和７年５月 30 日)	措置済

(5) 薬品等使用簿に薬品の使用量及び残量の記載がないものがあった。(明和中全件)	教育委員会 教育部 学校教育課	薬品等使用時に使用簿への記載を失念していたことが原因であり、指摘後、薬品等使用簿を整理するとともに残量を測り直した。 また、再発防止について文書により全学校に通知するとともに、校長研修会・教頭研修会で指導したほか、本年６月に予定している理科実験等に関する研修会において全校に改めて周知を行う。 (通知受理日:令和７年５月 30 日)	措置済
(6) 薬品等の保管管理は、施錠設備のある保管場所への保管及び確実な施錠を行うこととされているが、常時施錠がされていなかった。(明和中)	教育委員会 管理部 学校教育課	薬品等の保管管理の際に、施錠が必要であると認識していなかったことが原因であり、指摘後、全ての薬品を施錠可能な保管棚へ移動し、その確実な施錠について指導した。 また、再発防止について文書により全学校に通知するとともに、校長研修会・教頭研修会で指導したほか、本年６月に予定している理科実験等に関する研修会において全校に改めて周知を行う。 (通知受理日:令和７年５月 30 日)	措置済
(7) 鹿児島市立学校管理規則第２５条第１項によると、消防法第８条に規定する学校の防火管理者は校長となっているが、防火管理者に教頭が選任されている。(西田小、明和中)	教育委員会 管理部 施設課	防火管理者は資格取得者であれば校長でなくてもよいと誤認していたことが原因であり、指摘後、消防局へ校長を管理者とする選任届の提出を行った。 また、本年４月の全学校向けの事務職員予算説明会や校長会にて具体的な指摘事例を示し、適正な選任届の提出について指導を行った。 (通知受理日:令和７年５月 30 日)	措置済
(8) 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第４条第１項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ情報処理システムにより自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長等の承認を受けなければならない。ただし、情報処理システムにより難い場合は、私有車使用伺簿によるものとするとなっているが、使用承認を受けずに私有車を公務使用しているものがあった。(城南小３件、甲東中全件)	教育委員会 管理部 総務課	私有車の公務使用に関する手続きについて、私有車の使用者及び所属長等の認識が不足していたもので、私有車使用伺簿を作成し、改めて使用承認の手続きを行わせた。 また、本年４月の全学校向けの事務職員予算説明会や校長会にて具体的な指摘事例を示し、適正な外勤処理の指導を行った。 (通知受理日:令和７年５月 30 日)	措置済

(9) 鹿児島市庁用自動車運転者酒気帯び確認実施要綱第４条第２項によると、酒気帯び確認は、運転の直前、運転を含む業務の開始前又は出勤時及び運転の直後、運転を含む業務の終了後又は退勤時に行うとなっているが、確認が行われていなかったものがあった。（城南小５件）	教育委員会 管理部 総務課	運転者の酒気帯び確認実施について、運転者及び所属長等の認識が不足していたもので、指摘後、酒気帯び確認実施方法について指導を行った。 また、本年４月の全学校向けの事務職員予算説明会や校長会にて具体的な指摘事例を示し、適正な外勤処理の指導を行った。 （通知受理日：令和７年５月 30 日）	措置済
⑽ 鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第４条第１項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ情報処理システムにより自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請しなければならない。ただし、情報処理システムにより難い場合は、私有車使用伺簿によるものとするとなっており、また、同要綱第５条第１項第２号イによると、運転する職員が保障の対象となる自賠責保険及び任意保険（対人賠償無制限及び対物賠償無制限のものに限る。）に加入していることとなっているが、任意保険の補償内容が基準を満たしていないものがあった。（明和小１件）	教育委員会 管理部 総務課	私有車の公務使用に関する手続きについて、運転者及び所属長等の認識が不足していたもので、適正な基準の保険証書の写しの提出があるまで私有車の公務使用を不承認とした。 また、本年４月の全学校向けの事務職員予算説明会や校長会にて具体的な指摘事例を示し、適正な私有車使用の承認や外勤処理の指導を行った。 （通知受理日：令和７年５月 30 日）	措置済

４　意見に対する見解

意見	担当局部課	見解
(1) 市立学校で取り扱う学校徴収金等は、教育活動等に必要な経費として保護者等から徴収する私費会計であるが、学校職員がその会計事務を行っており、公費と同様に厳正な取扱いが求められる。しかしながら、当該徴収金等は、地方自治法や財務会計規則等の適用を受けず、市の会計上のチェックを受けることがないことから、その会計事務については、内部統制上、リスクの高い事務といえる。 このようなことから、今回、監査対象校が取り扱っている学校徴収金等の管理・保管状況について確認したところ、一部に通帳の保管場所が不適切なものや、校内での相互点検（内部監査）が不十	教育委員会 教育部 学校教育課	本意見を真摯に受け止め、今後このような指摘・指導がないよう、学校徴収金等の取扱いについては、県教育委員会が策定している「県立学校における学校徴収金等取扱マニュアル」を遵守することや、学校徴収金の取扱いの重要性について改めて各学校長へ通知する。 また、チェックリスト（管理職用・事務取扱者用）を作成し、定期的に管理職等に確認を行わせ、教育委員会による学校訪問等でチェックリストを確認するとともに、校長研修会・教頭研修会において、公費と同様に厳正な取扱いを行うよう厳しく指導を行っていく。 （通知受理日：令和７年５月 30 日）

意見	担当局部課	見解
分なものなど、チェック体制において問題やリスクのある事例があった。 　先般、本市の会計年度任用職員による学校徴収金の横領事案が発生したが、紛失・盗難等の事故や不正が発生すれば、担当職員のみならず、学校の管理責任、教育委員会の指導責任も問われることから、学校徴収金等の不適切な取扱いを未然に防止すべく、組織としての内部統制の機能を十分に発揮できる仕組みやチェック体制の整備に厳に努められたい。 　特に、教育委員会においては、今般の不祥事事案を受け、さらに徹底した再発防止策を検討するとともに、学校現場に対する指導を徹底されたい。		